

議 事 日 程 （第 1 号）

平成23年12月16日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告
日程第4 議員派遣の件
日程第5 一 般 質 問
日程第6 議案第65号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定の締結について
日程第7 議案第66号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第67号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第7号）
日程第9 議案第68号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第69号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第70号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第71号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第13 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	行 政 係 長	伊 藤 保 夫
監 査 委 員	安 江 正 彦		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成23年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの7日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの7日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成23年12月16日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成23年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成23年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成23年9月26日、平成23年10月26日及び平成23年11月29日。

3. 検査の結果 平成23年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定例監査の報告は、議案の最後に載っておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

定例監査結果報告。

地方自治法第199条第4項の規定により、平成23年10月18日、19日及び同月27日、28日の4日間実施した定例監査の結果は、次のとおりである。

よって、同法第199条第3項の規定によって報告する。

なお、同条第10項の規定により意見書を付する。平成23年12月16日、東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。東白川村長 安江眞一様。東白川村議会議長 安江祐策様。

監査の主眼。

1. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
2. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。
3. 行政の組織及び運営の合理化が図られているかの確認。
4. 工事が適正に行われているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

1. 平成23年9月末の各会計の予算執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。
2. 平成23年9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 平成23年9月末の財産台帳、備品台帳、出張整理簿、休暇整理簿等の整理状況の監査。
4. 平成22年度末の村税等の滞納分が23年度に確実に調定され、収入督促されているかの監査。
5. その他関連する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

1. 出先機関の活動状況、農林業施設、福祉施設、体育施設等の利用状況及び維持管理状況、村営住宅及び地域施設の管理状況等の監査。
2. 平成23年度各工事の進捗状況と平成22年度下半期の各工事の維持管理状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

平成23年度一般会計と特別会計を合わせた予算現額は33億5,824万4,000円で、平成23年9月末現在の予算執行状況は、収入済額23億519万6,122円、支出済額13億7,736万4,508円で、歳入歳出外会計を含めた差引残高は9億3,863万5,554円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協で、普通預金9億3,863万4,502円、当座預金1,052円であります。歳出予算執行率は41%で、前年度同期と比較すると3.5%ポイント下回っています。

基金管理状況は、前年度同期と比較すると1億797万2,838円増の8億8,330万2,150円です。その内容は、定期預金20口、普通預金2口、土地2件であります。基金が大幅に増加したのは、22年度に財政調整基金へ約1億円追加したためです。

出資証券等の管理状況は、前年同期より224万4,000円増加し1億2,529万8,000円ですが、増加要因の主なものは、東白川村長期宿泊体験協議会へ貸し付けを行ったものです。また、内訳は、出資証券13団体、証書59枚で1,658万8,500円、株券9団体、51枚、1億221万1,500円、債権2団体、649万8,000円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適確であり正確であることを認めます。

2. 平成22年度に発生した村税等の滞納額が23年度において正確に調定され、歳入の督促が行われているかについて。

平成22年度末の村税等の滞納額は5,794万2,304円であり、それが23年度適正に調定され、歳入の督促がなされているかを調査しました。その結果は、すべて適正に調定されていました。なお、村税等主なものの9月末の滞納額は次のとおりです。括弧内は22年度の同期です。

村税2,741万9,962円、国民健康保険税2,260万6,618円、介護保険料27万4,200円、CATV使用料259万5,167万円、有線放送電話使用料17万3,200円、簡易水道使用料50万5,473円、後期高齢者医療保険料40万6,570円、合計5,398万1,190円。前年度の合計が5,248万211円です。

村税等の滞納状況を昨年の同期と比較しますと、簡水使用料、介護保険では減少していますが、村税、CATV使用料などでは増加し、金額で150万円の増となり、前年より3%ほど増加しています。

村税等の徴収状況について、現年度分については、村税、国保税、各使用料とも関係各課、嘱託徴収員の努力で97%以上の収納率となっていますが、過年度分についてはまだ多くの滞納額がありますので、一層の努力をお願いします。

以下、現地監査が気づいたことを申し上げます。

1. 台風15号による記録的豪雨で、村内各地で大きな被害が発生しました。幸い人的被害はなかったものの、家屋への浸水があり、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

道路、河川等の被害総額は4億3,000万となっています。今後、復旧工事も発注されると思いますが、早期完成を願うものです。

今回の災害の中で、西洞地区に平成18年に災害復旧した護岸工事が再び崩れた箇所がありました。豪雨により河床が低下し、取り付け部の巨石が移動し、石積みの背面に流水が入ったこと。背面の小溪流からの排水が想定外に多く、石積みの裏に入り、構造物が押し出され傾いたことが理由ということです。前回の復旧の際の設計ミス、施工ミスがあったとは思われませんが、過大な設計は工事費もかかり難しいと思いますが、周辺の状況を精査し、復旧していただきたいと思っております。

2. 広域林道可茂東線、尾城山線の開設工事が進められ、立派な林道が延長されています。今後の課題は、開設された林道ののり面の雑木除去、路肩の草刈り等管理が必要になってきます。

村内の林道、作業路等は、6団地ごとに定期的に草刈り作業等が実施されているようですが、広域林道まで手が回らないのが実情と思います。今後の管理体制を検討する必要を感じました。

3. 旧越原上校舎の2階部分に、村の古くなった公文書等が多く保管されています。中には不要なものも多くあると思われますし、年月が過ぎると保管していることもわからなくなると思います。整理が必要ではないでしょうか。

4. 出会いの場構築事業としてカラーリングセットが購入されています。新しいレクリエーションとして普及させることも必要と思いますが、これを通して出会いの場をつくり、結婚につながるようなマネジメントが大事と思われます。実行委員会には、若い人たちが参画されていますので、大いに期待しています。

結び。

平成23年度の定例監査は、例年どおり書類審査、現地監査に分け4日間実施しました。それぞれ担当課長、担当者には多忙の中、懇切丁寧に説明していただき、また多くの資料を提出いただきありがとうございました。

23年度9月末の一般会計の予算規模は、昨年とほぼ同額の22億4,282万2,000円です。9月末では、道路工事、研修館改築工事など未発注の工事も多くありますが、今後順次進められ、年度内完成を目指して向かわれることと思います。

「日本で最も美しい村」連合への参加も決まりました。これの基準にあるように、豊かな地域資源があること、今後、これの持続的な活用を努力することなどが評価されたもので、関係者の努力に敬意を表します。今後いかに利用し、地域を発展させるかが大きな課題となってきます。

間もなく24年度の予算編成も始まると思います。3月の東日本大震災、原発事故、長引く不況で税収の落ち込み、国の事業仕分けなど厳しい予算編成と思います。取捨選択も必要と思いますが、総合計画に基づき、また英知を結集し、村民がひとしく物心両面において豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

広域林道の維持管理は、可茂東線の工事はまだまだ延々と続くわけですが、部分的にできた分についての維持管理というは村がやるのですか、それとも完了した時点で委託されるのか、その辺をお聞きします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

森林基幹道の維持管理の件でございますけれども、工事が完成をいたしまして、その都度年度ごとに県から引き受けをいたしまして、それ以降は村の管理ということになっております。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

1ページ目の文面ですけれども、上から4行目に「よって」というところ、「第199条第9項」というふうに資料には載っていますが、ただいまの発言では「3項」というふうにおっしゃったと思いますが、ちょっと確認ですが、どちらの方が正しいか教えてください。

○議長（安江祐策君）

監査委員。

○監査委員（安江正彦君）

9項ですので、私が間違えました。

○議長（安江祐策君）

ほかに。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

監査の中身からちょっと気になった点が、4ページのCATVの使用料などで増加しという部分が気になったんですが、村税等は、もし滞納があった時点でも村民をやめるというわけにはいかないので、どんどん増加していくことはわかるんですが、CATVについて、どうして滞納分がどんどん増加していくかという点が、使用の差しとめ等の処分が十分できていたかどうかの辺まで監査ができているのか、逆に行政側が対応できていないのかがちょっと疑問に思いましたので、質問します。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

CATVに関しましては、18年から開始になりまして、大体滞納になる方は同じ方でございますけれども、いつまでにどんだけずつ分割して納めてくださいというような形で極力取るようにしておりますけれども、ちょっとふえていることはまことに申しわけなく思っておりますので、よろしくをお願いします。今後努力いたします。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江祐策君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

4番 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

議員派遣の件。平成23年12月16日。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員。

1. お松さま祭り、地域の活性化に資する、茶の里会館周辺、平成23年12月23日、議員全員。

2. 東白川村消防団出初め式、地域の防火・防災に資する、はなのき会館、平成24年1月5日、議員全員。

3. 平成24年東白川村成人式、新成人を祝すとともに青少年の健全育成に資する、はなのき会館、平成24年1月8日、議員全員。

4. 中学校ふるさと学習発表会、生徒の健全育成に資する、東白川中学校、平成24年1月26日、安倍徹議員。

以下、過日分につきましては、資料のとおりですので、ごらんをいただきたいと思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分については承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について、議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣についての変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江祐策君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

平成23年12月定例会において、防災関連2件と、過疎地域自立促進計画について質問をいたします。

初めに、年の暮れを迎えるに当たり、本年、東日本大震災を初め、国内各地で発生した災害に当たり、改めて被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

まずは、本村においても昨年に引き続き豪雨災害が発生しましたことを受け、質問をいたします。

台風15号豪雨災害では、河川や谷川が予測を上回る増水量となり、護岸をはんらんするなど浸水被害も多く出ました。また、その脅威には、財産の損失はもとより、生命の危機さえも強く感じるとともに、近年多発する予測を超える自然災害も相重なり、今後に大きな不安も残すこととなりました。今回の豪雨では、災害における地域の弱点も把握することとなり、今回の教訓を生かして災害に弱いところを見直していくことの必要性を痛感いたしました。

そこで、今後の豪雨等災害を含めた非常時への備えと対応について、3点質問をします。

第1に、今回の豪雨災害で、河川等のはんらんによって、床下、床上などの被害を受けた箇所、または被害の痕跡を残した箇所などの補強や河川の改修など、再度の被災を避けるための対策について検証・検討されているのか、お伺いをいたします。

第2に、今回の豪雨では、全村に避難勧告が出るなどし、各集落の避難所にも多くの方が避難され、一夜を過ごすこととなりました。避難所によっては、備蓄された食料や毛布などもなく、豪雨の最中に自宅に取りに戻ったり、買い出しに出るなどしたケースもあったようです。二次災害の回避を考えると、食料や防災品の備蓄、避難時の情報の取得方法なども含め、最善を尽くしておくことを強く感じますが、今後の避難所の整備についてどう対策を考えているのか、伺います。

第3に、今回の豪雨では、平日の昼間に広い地域が影響を受けたことから、仕事などで村外に出ていた方々が帰宅に困難を来しました。そのため、高齢者の方や要介護者を含めた避難の支援や応急作業等において、地域内の災害に対応する、いわゆる共助の部分で人手が不足することも考えられました。幸い今回は大事はなかったのですが、この教訓から、人手が不足する場合も想定した避

難支援の態勢を整える必要があると思います。その対策に被災後検討されたのか、伺います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

子供たちの災害時の下校及び安全の確保についてお尋ねをいたします。

今回の豪雨では、児童・生徒においても、緊急下校として帰宅することになりました。その半面、小・中学校が避難所として開設され、多くの皆さんが学校へ避難することにもなりました。安全とされる避難所となった学校から、全村に避難勧告が出された状況の中で児童・生徒が帰宅することの矛盾を感じましたが、災害時における緊急下校の安全確保は、そのタイミングや経路の両面から最善なものであったか、今後の対応をお伺いいたします。

最後に、過疎地域自立促進計画について伺います。

過疎地域自立促進計画とは、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域に指定された自治体が地域の自立促進を図るため必要な事業計画を策定し事業を行うための計画で、過疎債という有利な貸付制度が利用できるため、自立促進のためのプランを立て、それに基づいて過疎債を利用して効果的な事業を展開することで過疎からの脱却に向けての村づくりを進めていく計画ということですが、この過疎地域自立促進計画について、3点質問をします。

第1に、この過疎地域自立促進計画における当村の今までの経緯について説明をいただきたいと思います。

第2に、現在の計画期間内の主な事業計画について伺います。

第3に、今後、少子・高齢化、人口問題などの過疎対策に取り組むために事業を実施するに当たっては、成果の検証とかなり有効な事業を選択していくことが必要だと考えます。今後どのような選択基準に基づいて実施する事業を選択していくのか、伺います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

ことしも台風15号による豪雨災害が発生をいたしました。2年続きの自然災害であり、小さな村にとっては大変でございます。また、被害に遭われた村民の皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

その中で、人的被害がなかったことと、また2年続きで、差し当たり水の出た場所の復旧とか手順がわかっておったことと、マニュアルと同じように溢水しないという経験ができて、大きな財産であったと思っております。今後に対する教訓が多々あった中で、この教訓を忘れることなく、次にいつ発生するかかわからない災害に対し、生かしていきたいと考えております。特にことしの災害の場合、避難所も危険な場所にあったとか、いろんな面でその場所へ来られた方が臨機応変に対応されて、避難所を移動したとか、いろんなことがありました。これが一つの経験となりますし、我々としても、これを生かして今後につなげていきたいと思っております。

ことしの台風被害の把握とか今後の計画については、今、係の方で計画しておりますので、それ

ぞれ係から説明をさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

今回の台風15号によります被害につきましては、3河川のはんらんという状況が勃発した被害がありました。それと、高水位による自然護岸、石積護岸の決壊であります。その被災原因であります高水位が護岸を越えて河川区域外へ流出した越流による被害が4カ所ほどありました。それによって、人家、農地等に被害を及ぼしております。こうした箇所につきましては、河川の断面を検討いたしまして、今後必要があるところは、河川の改修といったものが必要になると思っております。また、こうした被害の背後にありますのは、どうしても急傾斜地の崩壊、それから土石流、地すべり等、こういった原因が大きいものがございます。今後は、こうした土砂災害対策をも取り入れた対策、被災原因に応じた検討を行ってまいりたいと思っております。

それと、もう一つ並行いたしまして、ハード事業には、財政的、時間的な限界がございます。したがって、その補完策といたしまして、現在岐阜県では、土地災害防止法に基づきまして、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の制限、また既存住宅の移転支援等のソフト事業を検討しております。その結果は、来年作成するハザードマップに反映しながら、総合的に防災対策を推進したいというふうに思っております。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

防災備蓄の方でございます。

防災備蓄の毛布などにつきましては、防災センターと役場で500枚ほど準備をしております。

それから、発電機、投光機など、それぞれ防災センターに約6基、それから救急箱とかスコップ、つるはし、とびなど、いざというときに使うものがそれぞれ各防災センターにございます。ただ、先日の台風の避難のときに、食料、アルファ米ですけれども、500食使用してしまいましたので、現在、発注をかけておる次第でございます。

それで、避難所につきましては、今後見直しをしていきたいと思っております。その中で、現在、防災センターにございます毛布などをそれぞれの集会所に分散させるとか、そういうことにつきましては、自治会長とか防災の方の集落の方と御相談しながら、今後どのようにしていったらいいか、検討を詰めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

要援護者の把握状況ということで、診療所の方からお答えをさせていただきます。

今年度6月の補正予算の方で、地域支え合い体制づくり事業というのをお認めいただきまして、

三つの事業を行わせていただきました。

一つは、民生委員さんに要援護者を記入した台帳を、所在を住宅地図に明らかにしまして、13冊を配付しております。これを活用いただける状態にさせていただきました。この台帳に登載された人員は204人ということでございます。

二つ目は、専用パソコンを導入いたしまして、航空写真を活用したマップを作成して、持ち運びを可能にさせていただきました。災害時の対応に活用できるようにということで、台風15号には間に合っておりませんが、その後の整備ということでございます。

それから三つ目は、11月19日に開催をしました災害時要援護者支援セミナーと題した研修会ですが、この内容は、要援護者を中心に、災害時の避難の仕方や支援のあり方について学ぶ機会として、議会議員さん、民生委員さん、自治会長さん、自主防災会長さんや老人クラブの会長さん、村社会福祉協議会の関係者に呼びかけをしまして、はなのき会館で実施をさせていただきました。講演で、内容的には「東日本大震災から学ぶ東白川村における災害時要援護者の避難支援について」ということで、その中で、防災マップづくり、eコミネットとありますが、地図の情報を活用した避難計画の模擬体験ということで、目で見ていただく機会にもなりました。

今後の予定ですが、対象となりました要援護者が204人ということで把握ができましたので、今後、この方の存在を地域の方々に認識して意識してもらおうということ、それから実際に行動計画に結びつくような計画づくりが必要だというふうに考えております。

自治会長さんや民生委員さん、その他関係者、ボランティア等にも働きかけて、総務課長も申し上げましたが、一緒になって個別避難計画を作成するような24年度以降の取り組みにしたらということで、具現化の検討をいたしておるところでございます。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

1番議員さんの二つ目の大きな質問でございます災害時の小・中学校の下校について、私の方から御説明をさせていただきます。

まず、9月20日当日の気象情報としましては、強い雨とともに、その後に台風が接近をしてくるという状況でございましたので、対応の中で重視をいたしました明るいうちに保護者さんのもとへ帰ることに関しましては、一定の時間までに全員の下校を完了することができました。これは、学校からの連絡を受けて、親御さん方が即座にバス停までお迎えをいただきましたり、あるいは学校で先生方が分担に従いながら諸々の準備を整えていただいた、そのおかげということをおもっております。

最初に、緊急下校と避難勧告との関連についてですが、このことにつきましては、当日の小・中学校の様子をお知りいただく必要がありますので、大まかな当日の対応の流れを最初に説明をさせていただきます。と思っております。

当日は、10時5分に大雨警報が発令をされましたので、小・中学校は、それを受けて対応を開始

し、緊急下校、早帰りをするという決定をまずいたしました。学校が緊急下校、早帰りを決めますと、どのような準備をするかということで、大まかに四つございます。

一つ目は、それぞれの先生が教室に出向いておるわけですが、緊急の職員会を開催して、取り決め事項の確認、それから役割の分担等を行います。

二つ目に、通学路ですとか、スクールバスの路線に際立ったことはないかということを確認するために、先生方やスクールバスの運転手が出向きます。

三つ目が、保護者への連絡になりますけれども、今回はメールと電話で行わせていただきました。その内容につきましては、何時に下校を開始しますので、小学校の場合はバス停までお迎えをお願いします。あるいは、迎えに来れないので学校に待機させますか、何時ごろ迎えに来れますか云々といったような確認を個々に行わせていただくわけでございます。

そうしたことができて、初めて四つ目に、帰りの会を開いて、子供たちに、きょうはこういう下校方法です。こんなことに気をつけて帰ってくださいねという指導を行うわけでございます。

このような準備と安全に帰ることの確認をして後に、実際に下校を開始しましたが、小学校では1時45分、中学校では1時30分でございます。下校が実際に始まりますと、今度先生方は、例えば小学校の場合ですと、スクールバスの後を先生方が二、三台の車に分乗してついていきます。一つのバス停で迎えに来ていただいたことを確認し、子供さんを引き渡すわけですが、そのときに親御さんが来られなかったような場合には、先生方の車が1台残って対応する。あとの2台は次のバス停へついていくということでございますし、徒歩下校に付き添いをしましたり、中学生の自転車通学の状況を地域へ巡回に出ていく、こういった対応をさせていただくわけでございます。

そして、全員の下校が完了しましたのが、小学校が2時45分、中学校が3時30分でございます。中学校の3時30分といいますのは、学校で待機させてください、迎えに行きますからという方の引き渡しも含めた時間ですので、多少のタイムラグが生じております。

そこで、今回の避難勧告の発令との関係ですが、今回は、今述べましたような様子や対応でございましたので、下校を開始してから、その後午後2時に避難勧告が発令されたという状況でございます。緊急下校をしている折に避難勧告というふうになったわけですが、このように、一つの対応を既に行っている途中に次の新たな情報提供ですとか対応策が講じられる、こういったケースは、今後もあるというふうに考えております。今回は、そうしたケースですので、一刻も早い下校の完了、それから帰宅をしたことの確認ということを一層重んじて対処をしたところでございます。

ただ、避難勧告や避難指示が既に出されている状況の中で、下校を後から開始するということは原則ないというふうに考えております。この場合は、基本的には学校待機にさせていただいて、全員の保護者の皆様に学校へ出向いて迎えに来ていただくという方法による形になるのかなと思っております。

今回におきます下校の様子や勧告との関係は以上でございます。

次に、今後に向かってのそれらの対応の件ですが、今回は、議員おっしゃいましたように、

非常に強い雨の中、あるいは河川の増水の中での下校ということで、大変な心配をいたしました。今後に向けまして、現在、小・中学校と検討をしていることが3点ほどございます。

一つ目には、緊急下校の方法につきましては、今後は学校への出迎え方式、保護者さんにお迎えに来ていただくということを重視する方向で進めることになるであろうということでございます。

それから二つ目は、気象の警報等が発令をされた場合に、今でもそうですけれども、朝発令をされておりますと、自宅待機とか休校、それから学校へ登校してから発令をされますと、授業の切り上げや早帰りと、こういった措置を状況に応じてとるわけですけれども、その措置をちゅうちょすることなく判断をさせていただくことがさらに必要になってくるであろうというふうに考えております。

三つ目は、今回の下校とも関連をしますけれども、先ほどお話になりました震災を含めての教訓の中で、さまざまな通信手段が途絶をしたときの約束事を前もって保護者さんと学校との間で決めておき、連絡や広報ができなかった場合は、学校はこういう措置をとるのでというようなことが前もってお示しをさせていただく必要があるのではないかと、こんなことを考えております。

いずれにしましても、話も出ておりましたように、近年の雨の降り方や災害の発生の仕方は、異常気象の中で随分と以前と違ってまいりましたので、そういうことに対応しながら、今申し上げましたような態勢や、今般、県の教育委員会の緊急時に対応する方針も新たに作成をされて、通知が参っております。その辺と加味をさせていただきながら、また必要なことはPTAの方々とも御相談をし、必要な改正を行わせていただきたいなと思っております。

タイミングにつきましては、3月いっぱいまでに大まかなことを決めさせていただいて、24年度からは新しい対応の基準のもとに行わせていただくということになるかと思っております。

いずれにしましても、一つ一つの起こる災害のケースは違いますので、状況に応じたということですが、今後も児童・生徒の皆さんの身体や生命の安全を第一にした対応ということの対処をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、過疎計画についてお答えをいたします。

東白川村は、平成2年の過疎地域活性化特別措置法により、このときから過疎地域になっております。平成12年からは、現在の過疎地域自立促進特別法に変わりました。これによって来ているわけですが、平成22年から平成27年まで6年間、法律が延長されましたので、今、この延長のあれに入っておるということでございます。

それから、主な事業でございますけれども、美濃東部の農用地の総合整備事業の負担金、それから県営中山間事業の負担金とか、今回行いましたスクールバスの更新、それから将来行います防災行政無線の更新、急傾斜対策事業、それからソフト事業で、耕作放棄地の対策事業、山林の境界の明確化事業などのソフトとハードと両方計画に上がっております。

今後でございますけれども、過疎計画だけではなく、村の総合計画もございます。一応両方の整合をとりながら、ハード、ソフトも両方使いますので、それぞれの時々や、これから将来に向かってどうしても必要と思われるものを優先していくことになるかと思っておりますけれども、この計画につきましては、それぞれ変更したりするときは議会の議決も必要になってきますので、毎年見直しも行っております。その都度、また皆さんに御協議を諮りながら進めていくことになると思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

まず一つ目に、今回のはんらんが早急だった箇所が4カ所ということで、河川の改修も含め対応させていただくということでした。これにつきましては、護岸の補強もそうですが、川に堆積したことによって、川の流れがかなり変形した箇所もあります。それによって、次回同じ水量が出た場合に、今回はぎりぎり大丈夫だったところが、次は同じ水量で軽くはんらんしてしまう可能性もあるのではないかとこのことを心配もされるところです。ということは、来年の夏ぐらいになりますと、こういう降雨の可能性が高まるわけですが、早い判断が必要かと思っておりますが、その辺の時間の経緯についてどうお考えか、お伺いをします。

続きまして、避難所の整備なんですけれども、これは、ことしの6月に孤立集落についての一般質問をさせていただきました。今回の豪雨災害では、私どもの地域なんかでもそうですが、本当に道が土砂や水であふれ、そこから越えては行けたんですが、軽トラのタイヤの半分ぐらい水につかったようなところを越えて隣の集落へ行ったりとか、または平らな方におりてきたというようなことがありました。

そういうことを思いますと、防災センターにいろいろな備品があるわけなんですけれども、そういうものを、今完備されていないところにしっかり完備する必要があるのではないかと思っております。その中で、備蓄食料はもとより、情報の取得のところでも村の有線が今現在見られなかったり、テレビがないのでCATVの放送が見られなかったというようなお声も聞いておりますので、その辺のところの今後の整備について、再度お聞きをいたします。

続きまして、要援護者の対応につきましてですが、今回の災害においては、民生委員さん、また保健センターの皆さんがいち早く要援護者の皆さんの安全の確認をとってみえました。それは確認させていただきましたし、私も高い評価を感じました。ただ、今回は確認して安全であったことが、確認するまでで何とか大丈夫だったんですが、ここにだれか助けに行かなければいけないとか、そういうふうになった場合に、果たして人手が足りたのであろうかということ強く感じたところです。その辺の対応につきましても、来年、ハザードマップがつくられるということで、村の防災計画なども見直されると思っておりますが、その中に盛り込んでほしいと、しっかりと検討していただきたいと思っておりますが、その辺につきましても見解をいただきたいと思っております。

続きまして、学校の緊急避難につきましては、大変わかりやすいお答えをいただきました。これは学校側だけでなく、保護者に当たってもしっかり考えなければいけないということですので、今後の対応に当たりまして、保護者の方にもいろいろなお話を聞き、対応していただくようお願いをいたしたいと思います。

最後に、過疎地域自立促進計画につきましてですが、今、村の置かれている状況を考えますと、10年後は一体どういう状況になるんだろうということを非常に心配をします。そういう状況の中で、今説明があった中では、過疎化に対する効力を発揮するような事業が現在まだこの中に入っていないということを思うわけです。そういったところで、今後何らか過疎債の利用ということも含めて考えていかなければならないと思っておりますが、その折に、先ほどの第3の質問のところ、今後どのような選択基準に基づいて実施する事業を選択していくかというところの返答がいまいち確認できませんでしたので、もう一度、この辺のところを重点にお答えをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

まず最初の河川のはんらんという被災に基づく検証といいますか、今後の計画でございますけれども、実際に今回の被害があった箇所、それから、その影響で下流等に土砂が堆積したりして、明らかに河積というか川の断面積が変わってきているといったところにつきましては、排水能力があるかどうか、そういう検討をいたしまして、必要がありましたら、その河道を拡張するといった対応も必要になってくるかと思えます。

特に、現在、橋などは50年確率といったような雨量を想定して、どのぐらいの断面が要るかという検討を行っておりますけれども、そういったような手法を使いまして、河積が明らかに狭まったところですか、そういったところがありましたら、広げるような対応をしたいというふうに考えております。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

人手不足で今後の対応を計画に盛り込んでほしいということで見解を求められたわけでございますが、災害時の要援護者の問題を考えるときに、障害の特性だとか、支援の個別性は避けて通れないと考えます。今後の支援の方向性のキーワードは、今までは公立・中立、それから一斉とか画一というところであったと思いますが、今後は個別に、適時に、少量にという方向に、それから多品目へというふうに変っていくように思われます。支援の必要度に応じて柔軟に支援できる体制づくりが必要だということで、村長が臨機応変な対応ということも申しておりましたが、障害者の困り事への対応ということで、要援護者も参加する地域防災プログラムの個別な支援計画になっていかないかということで、当事者側から情報を出していただいて、それを参考にノウハウだとか人

材の必要量なんかの確保についても「協働」という言葉が今出てきておりますが、防災の単位グループで育成できるような内容にならないかということで、住民、地域との協働、連携ということが仕組みの中に盛り込まれるべきではないかというふうに考えております。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

避難所の情報が足りないということで、テレビの整備というお話がございました。ほかの避難所の方からもそのような御意見も伺いました。今この場で整備するということはすぐには申せませんが、次年度に向かって検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、防災計画が来年度見直しをする予定でございますので、弱者の人手不足、お手伝いとか、そういうことも計画にうたっていくことになるかと思っております。

それから最後に、過疎の選択ということでございますが、今の計画の中には、お話にありましたように、即、この建物を建てるとすぐ過疎から脱却できるというような事業がないかもわかりませんが、また新たな方策、施策が出てきましたら、この計画の中に取り込んでいくことができますので、過疎からの脱却のためのいろんな御意見をいただきたいと思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

小・中学校の緊急下校のさらなる改善のためには、先ほど申し上げましたように、出迎えという機会が保護者さんにも回数的にも多くなってくる。今まではバス停というものを、学校までお越しくださいという形になろうかと思っておりますし、それから安全を講じるがゆえに、きょうは休校、自宅待機、あるいは早帰りという回数もふえてくるのが当然予想されますので、ここのあたり、議員おっしゃいましたように、学校とPTAとよく協働、それから話し合いを持たせていただいて構築をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいま村雲議員の質問の中で、早目にいろんなことをやったらどうかと、こういうことは常に私も心がけておりますし、今後も心がけてまいりたいと思っております。

それから、テレビについてちょいちょいお話を伺いますので、もし希望の集落等ありましたら、避難所についてもそうですが、テレビを買って設置することは、村が行うことはやぶさかではございません。ただし、その後の視聴料とかの問題が一つあるわけですので、これを全部村で何もかも丸抱えでやりますよというわけにまいりませんので、御希望のあるところをつけたら、あとのことは地域の方でやっていただきたいなと思っておりますので、またそういうことを予算に盛りまして、希望者は申し出てください、こういう形にしていっていただければいいかなと思っております。テレビも随分安く

なってまいりましたので、つけるのはそんなに金はかからんわけですが、あとの管理が大変なのでございますので、その辺をひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、過疎計画でございますが、今、総務課長が答えたとおりですが、我々の村は過疎の村でございます、これの脱却ということは、過疎計画によらずとも、すべてベクトルをそれに集中して人口を減らないようにしていきたいというのが、前の前の村長からずっと考えておるところですが、しかしながら、一生懸命やってもなかなか人口の流出、減っていくことに歯どめがかけれないというのが悩みの種であります。東白川村で行う事業すべてが過疎計画であります。一つ何か事業を行うために、じゃあこの予算を組むときに、何とか過疎の計画の中へ、過疎の資金が借りられないかということをもまず第一に頭へ思い浮かべると、そういうことが職員の常になっております。これは、どうしても過疎にはできんから一財でやらないかんよと。そういう計画の立て方をしております。東白川村の事業すべてが過疎脱却のために行っていると思っていただいても過言ではないくらいみんなの意識の中にありますので、どうか議員の皆様方もその辺を考慮いただきまして、どのようなものが過疎計画の中へ入れられるのかということを研究していただきたいし、我々も日夜頭に置いて事業を行っているということを御理解いただきたいと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

要援護者の人手不足の件につきまして、再度質問をさせていただきます。

災害時要援護者というのは、高齢者の方であったり、体に何らかの御不自由があったりとかということなんです、健康な方でも、例えば家の前を水が結構ふえてきて流れてきて出られないと。女性の方とか子供なんかでもそうなんです、そういう場合もあると思うんです。そういうところの人たちがどうやって避難するかと。今回なんかでも、集会所に電話がかかってきて、だれか来てもらえんやろうかというようなケースもあったようです、お話を聞きますと。そういったときに、だれか若い人が行って乗せてきたとか、そういうことがあったようですので、その辺のところも含めて、夜なら皆さん消防団も地域にいる確率が高いんですが、昼間というのは、東白川の、こういう過疎の地域の問題でもあるんですが、人手的に、本当に機能的に東白川じゅうで助け合って、そういう事態が生じたときにはやらなければいけないかなあとと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、過疎地域自立促進計画については、今、何でもこういう質問をさせていただいたかといいますが、今、官民協働の村づくりの勉強会をやっております。私が思いますに、この官民協働の勉強会をなぜやっているのかといいますが、やはり今の少子・高齢化、過疎化というのが、今、村の一番の課題ということで村長も言われましたが、それを解決するためには、住民側も行政任せで何とかしろよということではもうできないと思いますし、行政につきましても、行政でやる範囲内だけで人口をふやしていくというのはもう無理なことだと思います。これは、やはり官民協働と

ということで一緒に取り組まなければいけないことですし、官民だけではなく、官と官、民と民も協力して、それでもなおかつ難しいような課題かと思えます。今、官民協働の村づくりの勉強会をしておりますが、この勉強会がなかなか最初の出だしの進みも悪かったところもあるんですが、これはこの村にとって非常に大切なことだと思っております。何が大切かという、まず一つは、この村の人が本当にみんなで協力し合って、この村を何とかしていくというような考えにまず至ることが大切なあとと思えます。そういうふうに至ったときに、皆で話し合って、官民協働で考えたことが新しいアイデアであるとか、行動につながるようなことが出てきたときに、この過疎地域自立促進計画に基づいた過疎債の利用であるとか、そういうことにつながるのではないかと私は思うわけです。

そういうふうを考えますと、今やっている官民協働の村づくりの勉強会というのを大切に育てて、来年度、再来年度とつなげていかなければいけないかと思うところですが、その辺につきまして、村長を初め、担当課の御意見を最後にお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御質問・御意見は、ごもっともなことばかりでございます。もちろん官民協働も大切ですし、官民協働の最たるものが、今回の災害のように一致協力してやるということであろうと思えます。東北の大震災を見て、先ほど議長のお言葉にありましたように、ことしの漢字は「絆」だそうでございます。これは、この震災を経験し、そのきずなが大切だと。なかなかマニュアルを決めておいても、そのとおりできない。村の職員はこうやらないかとか、防災の長はこうせないかとか、決まっておってもなかなかそれができない、それほどの大震災であったと。災害というものはそういうものであると思えます。

今言われたように、要援護者が動けないときどうするかと。役場は何にもせんとか、防災会長が何とも言わんとか、そういうこととは関係なく、気づいた人、思った人がすぐに行動に移す。臨機応変に行動していくということがきずなであろうかと思えます。こういう地域のきずなを大切にしていって、そして村と要援護者との結びつきもきずなとして、もちろんマニュアルは大切ですので、よりよいしっかりしたものをつくって、それに沿わないところは、そのときの人たちで、例えば村長がいないとか、自治会長がいなくてもやっていくというみんなの心構えが大切であろうかと思えます。

実は、私もこの災害のときは出張しておりました。帰りに道路が通れないということで5時間ほどかかったわけですが、やはりその間、今回の場合は携帯電話がつながりましたので、いろんな話をしながら帰ってまいりましたけれども、そういうことは、先ほど日中は家にいない人が多いというお話はごもっともなことであり、またそれをカバーしていかななくてはなりませんので、それこそ今のきずなが大切であろうかと、そういうことが見直されたというふうに、東北の大震災、そして私たちの2年続きの災害においてもそういうものが見直され、今後は物質から心の問題へ移ってい

くような世の中になるのではないかと私は考えております。

今後とも村としても防災ということに重きを置いてやってまいりますので、どうか村民の皆様、議会の皆様の御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

ここで10分間、暫時休憩をとります。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開します。

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

2点ほど質問をいたします。

次年度の施策について。本年は自然災害が多発しました。3月11日の東北大震災に始まり、7月の集中豪雨、そして相次ぐ台風の豪雨災害など大変な被害を受けました。本村では、15号台風の豪雨災害に対し早々に予算計上もあり、復旧に向けて動き出しており、まずは一安心といったところでございます。

また、「日本で最も美しい村」連合への加盟を果たしたことは、村のイメージアップとなり、何よりだと存じます。

審査意見で、白川茶と東濃桜の育成保全が評価されましたが、今後どのように維持・推進させていくのか、村の方策が課題となります。60年余り経過した茶業をさらに発展させるには、要望が出されている茶園造成支援や、林業対策では、交付金事業に依存するだけでなく、村独自の支援事業が必要になると思います。国は、TPP参加交渉へ踏み出しましたが、日本の農林業、とりわけ中山間地域にとっては、ますます厳しくなることが予想されます。来年度に向け積極的な方策を望んでおりますが、村長の具体的なビジョンをお示しいただきたいと存じます。

次に、役場職員の研修についてですが、役場の業務は、さまざまなサービスを住民に提供することだと存じます。目的意識や、そのためのスピード感やコスト感覚を身につけるために民間企業等を体験することは大変有意義なことではないかと存じます。

また、美濃加茂市との定住自立圏形成に関する協定を結ぶこととなっておりますので、職員の交流研修を政策分野に盛り込んだらと思いますが、村長のお考えを伺います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

保都議員からも災害のお話がありました。これは、前の村雲議員と同じような考えでございますので、割愛をさせていただきます。

また、ことしは、村内外、皆様方の御協力のおかげで「日本で最も美しい村」連合に加盟をいたしまして、秋フェスタで美しい村宣言をいたしました。今後とも東白川村の前進に利用していきたいと考えております。

御指摘のように、白川茶と東濃桜が村の伝統文化として認められました。東濃桜につきましては、森林組合とともに国や県の方針にも合わせながら林道をつくり、間伐をし、山の育成に努めておるところでございます。また、フォレストスタイル事業を立ち上げ、これを継続して東濃桜の利用促進を支援してまいりたいと思っております。

白川茶につきましては、価格の低迷もありますが、機械化の難しい本村の地形もあり、曲がり角に差しかかっていると考えております。新しい茶園造成を支援する方向へ進めたいと考えております。

次に、職員のスキルアップは、議員御指摘のとおりでございます。今までも数々の研修に出しておりますし、12月の美濃加茂市と調印をいたします定住自立圏構想の内容にも盛り込んでおります。本日御承認いただければ、このようなこともできてまいると思っております。

今後とも職員の意識向上には誠心誠意努めてまいりますし、皆様方の御指導をいただきたいと思っております。

茶業の今後についてと定住自立圏構想について、現在の状況を係の方から説明をいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

茶業の今後についてということで御説明をさせていただきたいと思っております。

茶業をさらに発展させていくための支援についてということでございますけれども、東白川村の現在の茶業を取り巻く状況におきまして、さらに今後発展させるといったテーマで、方向性というか、ビジョンとございますか、そういったことを考えた場合に、やはり生産基盤と経営基盤の両面にとらえることが必要となると思っております。まず、生産基盤の面から見ますと、これからは、経営者、従事者の高齢化、それから後継者の不在といったことから、茶園管理は2人用刈り機から乗用型機による管理へと移行すると思っております。乗用型機械に応じた茶園整備が必要となってくると思われます。今度も茶園造成や既設茶園に乗用型機械に対応した進入路、作業道等の整備を推進していきたいと思っております。

また、経営基盤の面から見ますと、これからは、農事組合法人、それから農業生産法人といった組織の強化が必要となってくると思われます。特にこれからは、農家の跡取りが自分で農地を守っていくといった時代ではなくなってまいりまして、農業生産法人等が一元的に管理をしていくといった方向となってくると思われます。新世紀工房が既に提案をしておりますけれども、こうした将来体制を構築して、農地へいろんな利用権を設定して、効率的な土地利用、それから耕作放棄地の

防止、さらには雇用の場の創出といったことを図っていくことが必要と思われま。今後こうした方向に向かって茶業の振興を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

職員の研修についてでございます。

今回、美濃加茂市との定住自立圏の協定を結ぶことになっておりますけれども、定住化の圏域と、この圏域に住む人々が住んでよかったなと思えるような圏域を目指すということで、その協定の中には、人材の育成と交流というところもありまして、職員の能力の向上、それから圏域の職員の一体感を増していくというようなことで、合同の職員研修なども予定をしております。ですので、村としましても、それに参加をしていきたいと思っております。

また、村の人材育成のプロジェクトが前にございましたけれども、そのところでも職員の公務員としての自覚や、職員自身が取り組む自己啓発とか、職場内における職場の研修、それから研修期間等を利用した職場外研修、そういうものに取り組んでいただくとか、そういう方針もいただいております。通常事務もございますので、すべての職場外の研修に参加ということにはならないかもわかりませんが、できる限り研修などには参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、今井保都君。

○5番（今井保都君）

茶業振興では、23年度、防霜ファンの設置事業がございました。今、行政側の方から、茶園については積極的にこれから進めていくという答弁でございました。ぜひ茶園造成を、一番の生産基盤になるもとでございますので、これがないとあるのでは、村の茶業が成功するか成功しないかはここで決まると思っておりますので、ぜひ今モデル茶園の要望が出ているのは、今、補正で測量の予算も上がっておりますけど、来年は実施設計に向けて動き出してもらいたいし、また第2、第3の造成支援が出てくることも考えられますので、3年から5年ぐらいにかけて、そういう茶園を大がかりに造成するというような継続事業をぜひ実行してもらいたいというふうに思っております。

また、林業振興におきましては、この間も全協でちょっと申しましたけど、補助金で村の林業振興は賄っておられると、これは現実でございます。もう少し、言えば簡単ですけど、村単の支援策がもう少しあってもいいのではないかなあというふうに思いますし、ここへ来て、きのう県議会で、念願であった森林環境税も導入が決まりました。新聞で読みましたら、市町村に予算枠を設けて提案を受けるというふうに記載しておりました。村の独自性やアイデアをどんどん出していただいて、村の面積の90%は山林ですので、東白川村の森林はこういうふうにしたかったので、こういう予算の枠を設けてくれというような、積極的に県の方へこういう提案を出してもらって、林業のさらに弾み

をかけてもらいたいというふうに思っております。

それから、職員の研修ですけれども、私も最近よく聞くんですが、臨時職員の方々の採用をふやしております。これは、雇用の面とか、いろんな面で村民の側からすればありがたいと思うわけですけれども、職員のモラルというか、そういうものがちょっと低下とは言いませんけど、ちょっとおかしいんじゃないかということもよく村民の方々から聞かれます。それで、行政の人材起用でいえば、例えば総務とか人事とかあるわけですけれども、やっぱり役場は公務員ですので、お互いの身分は尊重するというか、そういう機運があるのでちょっとどうかと思いますけど、やはり上司の課長さんあたりは、もう少し部下に対してそういうものも積極的に指導してもらえるといいんじゃないかなあというように思いますけれども、ちょっと質問をいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりであると思います。

職員のモラルや公務員としての自覚等々は、しっかりと教えてまいりたいと思います。臨時職員についてもやはり同様であると思います。今までは臨時職員を研修に出すというようなことはあまりないわけですけれども、これからは、もう少し上司が監督をしっかりしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、茶業の振興についてはおっしゃるとおりで、私も茶園造成についての支援は幾らでもやりますが、それを行う人ということにつきますと、なかなかあなたやりなさいよというだけではできませんので、そういう自覚のある方、手を挙げていただける方を広く求めておりますので、また議員の皆様方も御協力いただいて、そういう方があるよということがあれば、今井議員も茶業の大家でありますので、ぜひそんなことを考えていただくといいかなあと思いますので、よろしくご願ひいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

先ほどから官民協働の村づくりということで勉強会も開催されておるようでございますが、どんな事業でも、私の持論といいますか、やはり職員の方々の積極的な関与がどうしても必要だと私は思っております。さらに一步踏み出していただいて、職員の方々も村民と向き合ってもらいたいというふうに思っておりますので、またよろしくご願ひをいたします。

○議長（安江祐策君）

続きまして、3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

それでは、これからの災害対策についてと、日本で最も美しい村であるための今後の課題についての2件について質問をさせていただきます。

ことは、三陸沖を震源とした東北大震災に始まり、台風12号による紀伊半島豪雨、さらに台風15号の接近に伴い、近隣の市町村でも数多くの被害をもたらしました。我が村におきましても、200ヵ所余りの災害が発生をした。中でも河川の災害が特に多く、近年にない集中豪雨でありました。この豪雨で、改めて河川整備をいま一度見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

1点目に、今回の災害前でしたが、地域の危険箇所を示すハザードマップを新しく作り直すとのことでしたが、今回の豪雨で新たな危険箇所も出てきたものと思いますが、つけ加えることは可能ですか。特に、河川、橋梁の総点検が必要と思いますが、いかがですか。

二つ目に、各自治会の指定避難場所が土砂災害、水害等の被害を受けやすい場所にあるのが数ヵ所ありますが、今後見直していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

三つ目に、今回の災害で住民への情報提供が非常に少なく、村内の状況すらつかめず不安であった住民の方が多く、今後、情報をもっときめ細かく提供される必要があると思いますが、いかがですか。

四つ目に、二次災害を防ぐ上におきましても、応急処置は速やかに対応されることが大切だと思いますが、いかがですか。今回の集中豪雨を教訓に、今後の災害に対応していくためにも、地域防災計画の見直しが必要だと思います。

次に、日本で最も美しい村へ10月8日に正式に加盟をされ、秋フェスタにおいて美しい村宣言が行われ、大変喜ばしいことではありますが、この美しい村審査におきまして、白川茶文化、東濃椀の里が地域資源として認められたわけですが、現在、茶価の下落と木材の低迷で、本村の基幹産業におきましては、先行き不透明な状況にあるのも事実でございます。

今後、こうした地域資源をいかに生かしていくことができるかが、この村の活性化を図っていく上で大切なことだと思いますが、いかがでしょうか。

さきに村長は、村の茶園は畑が狭く、傾斜畑が多く、面整備が必要で、農産物の集約化を進め村の活性化を図っていくとのことでしたが、準備は整っているのでしょうか、お伺いをいたします。

林業におきましても、制度見直しによって、今後、森林技術者の育成も困難になってくる中で、地域全体の森林管理の担い手が不足してくることが懸念されるところでありますが、こうした状況を今後村としてはどうサポートしていくお考えかをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えをいたします。

まず初めに、災害についての考え方は、先ほど村雲議員、今井議員からも御質問いただきましたが、お答えは同じようでございますので、割愛をさせていただきます。

いずれにしても、水害、地震、火災といった突然の災害は、マニュアルと同じようには進まないことが勉強できました。災害に対する備えはできる限り準備はいたしますが、災害が発生すれば、不測のことばかりだと思います。今回の2年続きの災害を経験し、自助、互助、公助が大切であることが十分にわかりました。決められた人や事柄だけでなく、臨機応変に対処することが大切であると体験をいたしました。議員御指摘の案件は、いずれも大切なことばかりでございますので、今後とも心がけてまいります。

次に、村の農林業については、議員の皆様方にいつも御心配をいただいておりますが、茶園の整備、森林の整備はもちろんのこと、その他の農産物、畜産物、林産物においても、それぞれ村民の皆様が力いっぱい頑張っておられます。村として、それぞれできる限り御支援をさせていただき所存でございます。

質問の中にありました橋梁の改修と森林整備については、係から説明をいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

河川につきまして、今後見直す時期ではないかという御質問でございますけれども、河川につきましては、先ほどの村雲議員の質問等による回答で今後は行きたいというふうに思っております。

そして、橋梁の改修、点検についてということでございますけれども、橋梁につきましては、長寿命化修繕計画の対象となる橋長15メートル以上の橋、29基につきましては既に点検を行いまして、その結果、修繕を必要とする8橋、これは栃山橋、大口橋、越原橋、岩倉橋、南北橋、神矢橋、山本橋、大明神橋でございますけれども、これも修繕計画を総合計画に上げまして、今年度から順次修繕をしていくことにしております。あと74基ほど橋梁がありますけれども、これらにつきましては随時点検を行いまして、支障があれば対応していきたいというふうに思っております。

それから、危険箇所をハザードマップに載せることができるかということでございますけれども、法的な基準によらずに、村独自で選定した任意の危険箇所を掲載できるということは、県には確認をしております。したがいまして、過去の高水位の高かったところですか、それから災害が発生する頻度の高い箇所だとか、そういったような選定の基準、根拠を明確にして、新しいハザードマップには載せることも可能であると考えております。

次に、森林整備の見直しでございますけれども、地域全体の森林管理の担い手が不足してくると、そうしたことに対するサポートということでございますけれども、これは森林組合をサポートすることになってくると思います。ことしから国・県の森林整備制度が見直しをされまして、なかなか今までのようには補助事業が組み立てられないといったことも起こっております。そうしたことで、今までのように森林整備がやっていけないのではないかといい危惧をしておりますけれども、先ほどもありましたように、村独自の支援ということも必要となってくると思いますので、森林組合の今後の要望等をお聞きしながら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

また、いろんな委託等にもよりまして、森林組合等へのサポートも今後検討してまいりたいとい

うふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

ハザードマップの新規作成については、今後つけ加えていただけるということで理解をしておきます。

また、橋梁等の点検につきましては、今後住民が孤立されてしまうようなことのないように、十分な点検を行っていただきますようお願いをしておきます。

また、情報提供につきましては、とにかく住民の方々にきめ細かく情報を提供していただくように再度お願いをしておきます。

それから、災害時に二次災害を防ぐために、河川、道路等の土砂、あるいは木材等の撤去というものが今後速やかに柔軟な対応をしていただくということが必要になってまいりますので、今後よろしくをお願いをしておきます。

それから1点、大雨の際の児童・生徒の登下校のマニュアルというものは一体どのようになっておるのか、この点についてちょっとお聞きをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

先日の集中豪雨の際に、緊急全校帰宅が行われたということで、一部の父兄の方から、共働きで子供を迎えに出ることができなかったというようなお話を聞いております。非常に白川も増水し、土砂災害等の危険もある中での、先日の多治見での事故にもつながりかねないということでございますので、今後は、子供たちに特に十分な配慮が必要だと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それから、高齢化が進む中で、荒廃地が至るところに見受けられているということで、農林業とも少しでもやる気が出てくるように、今後、ブランドでもある東濃桜をフォレストスタイル事業等で付加価値をつけて、商品として、とにかくPRをしていただきますようお願いをいたします。

また、今後、職員の皆様方におきましては、とにかくアンテナを高くしていただいて、少しでも有利な制度を住民に提供していただくようお願いをしておきます。住民の皆さん方が、とにかくやる気を持っていただけるようお願いをしておきます。

それから、日本で最も美しい村を後世に伝えていくためには、村の資源として、伝統文化をどのように守っていくかが今後の課題になってくると思っておりますけれども、現在、官民協働の村づくりで勉強会を重ねられておるということで、コンサルタントを入れ、さらには先進地への視察等も重ねられておるということで、我々としまでも大変期待をいたしておるところでございます。

今後、官民協働の村づくりと、日本で最も美しい村をどのように関連させて進めていくことができるかというのが今後の課題になってくると思っております。そのためには、住民の皆さん方に十分な御理解をいただかなきゃならないと思っておりますし、御協力をいただかなければならないと思っております。そのためには十分な説明も必要となってまいりますので、よろしく願いをいたします。

それから、一昨年でしたか、雇用促進事業で河川の整備、草刈り等が行われたわけでございますけれども、今ではまた荒れ切っております。今後、これについてもどのような対応をしていかれるのか、お聞きをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

お話をしっかり伺いましたので、今後努力をしてみたいと思います。

河川の清掃をいたしましてから、少しまた木が伸びてきておるようでございます。昨年、皆さんに申し上げましたように、5月に一斉の清掃活動、こういうことはまた行っていきたいと思っております。そういう意味で、昨年も予算を見たわけですが、今までどおりのことだと予算が余るわけですので、今後は予算も増していきたいと思っておりますので、ぜひ下刈り等で木が大きくならないように、早目に切り倒していただきたいなど。これは、また村の方でも計画をいたしまして、例えば3年間、5年間かけて全域ができるように順次やっていくというような方法を見つけないかと思っておりますので、またひとつ御指導いただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

災害対策に関連しまして、小・中学校の下校に関する御質問がありました。

対応の概要につきましては、先ほど1番議員さんにお答えをさせていただいたような内容でございます。

それから、現在、学校としまして保護者さんにお示しをしております緊急時の対応につきましては、暴風警報、風による危険が予想をされる場合には、例えばですが、学校が始まります2時間前の状態のときに警報が出ておるときは自宅待機ですよ。そこからさらに2時間行っても解除にならない場合は、その日は休校ですよ。こういった部分につきましては、年当初、あるいは学年懇談会等で、こういう基準に従った措置をしますので、あらかじめよろしくお願ひします等々のマニュアルは学校からそれぞれの保護者さんへお示しをしておるところでございます。

それから、先ほどのお話の中にもケースとしてありましたように、今後、お迎えをお願いする形が多くなりますと、仕事の関係等々でなかなか出向けないという状況も発生がするものと思われま。今回も御連絡を申し上げた中には、バス停まで迎えに来れない方、あるいは事情があつて家が留守な方については、学校待機をさせていただきますという御連絡を学校の方へいただければ、そのように応じさせていただきます。こんな提供をさせていただいておりますので、その辺の確認もまたさせていただきますと思っております。

いずれにしても、一部いろいろなものに対する改正も必要ですし、一番大きなところは、今、私どもがもたれとしております基準の一つは、対象が暴風警報、風の関係でございましたので、今の見直しの中に、風だけではなくて、大雨、それから雷といったことに関する警報時も同じような

対応をさせていただくと、こんな方向に進むであろうと思っておりますので、またその辺は、学校から十分な説明が保護者様に行くようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

昨年、ことしと2度にわたって災害に見舞われたわけでございます。来年におきましても、災害が起こらないという保証はどこにもございませんので、この災害をいい教訓として、今後の災害への備えというものを十分に行っていただきますようお願いをいたします。住民の皆さんが安心して安全に生活できる村づくりを推進していただきますようお願いをいたします。

それから、せっかく「日本で最も美しい村」連合に加盟をされましたので、その名にふさわしい村づくりを推進していただきたいというふうに思います。今後住民の皆さんが少しでもやる気が起きるような事業の推進というものも図っていただきたいと思います。後世に村の資源と伝統文化を伝えていくために、官民協働で一層の努力が必要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わらせていただきます。

○議長（安江祐策君）

続きまして、2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

はなのき会館大規模改修についての御質問をさせていただきます。

ハード事業が盛んであった時期から数年、数十年を経過し、村内でもさまざまな改修・改築が行われています。最近では、図書室の改修、研修館の建てかえ等、ほかにも幾つかの改築・改修が行われました。保育園の大規模改修は、諸事情により保留になっている状態ですが、それもひとえに村民にとっての最大の利益が得られるようにとの御配慮だと伺っております。

今後行われる改修等に対する考え方について、後に予定されているであろうはなのき会館の改修を当面の例として御質問をさせていただきます。

はなのき会館については、完成当初から楽屋の不備、搬入路の不便さ、関係者と利用者の出入口の混同、ステージ周りの狭さ、時代おくれの音響・照明装置等、数え上げれば切りがないほど多くの問題点を抱え、利用者の知恵と工夫でそれを克服しながら今日まで運営されてきているのが現状です。

新築時における設計の段階で、それらの欠点をなくしておくのが本来の理想であるわけですが、新たな施設を取得する時点では、使用経験も乏しく、必要な情報や知識が不足しがちであることも現実だと思っています。

しかしながら、ある程度の運用期間を経て行われる大規模改修においては、欠点を克服したり、利便性をよりよくしたりするための情報や知識を得やすく、それらを十分検討し、後悔することの

ないしっかりとした施設として再出発する最大のチャンスではないかと考えます。

そこで、次の三つの質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目に、はなのき会館の完成運用後に十分な反省や検討を行っておられますか。特に、裏方で施設を直接操作・運用するスタッフとしての利用者や、来客としての利用者からの感想、改善希望などを参考データとして蓄積してあるのでしょうか。

二つ目に、村外の専門家の力をかりるだけの設計見直しには、どうしても、その後何年も利用していくという主体性が感じられない無責任な結果になりがちだと考えております。特に完成当時の設計会社にまた改修案を立てさせるというようなことは、当初の設計不備を認めるという大前提が怪しくなる可能性もあるわけですが、そのあたりをどう考えておられますか。

3点目に、修正案の設計に当たり、利用者の意見を十分に uptake、少しでも多くの利用者が納得できる施設、専門的な観点から見ても矛盾や無駄がなく、資金の無駄な運用を抑えたすばらしい施設にしていく必要があると思います。

そこで、利用者と村内の専門知識を持っている人の意見を反映させていくためにも、行政職員だけでなく、施設に関係した住民も参加させた検討委員会や協議会のようなものを設けるのが望ましいかと思うわけですが、今後設置する御予定はございますでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをいたします。

東白川村の先輩の皆様が、村民に必要な施設や仕組みをつくっていただき、時代ごとに改良や改修が行われ、現在に至っております。時代が進歩するごとに使い勝手も異なっております。小学校の大改修も図書室の改修も広く皆様の意見をお聞きして実行いたしました。おかげさまでよい施設になったと自負しております。

議員御指摘のはなのき会館の改修の時期は近いと考えております。広く利用者の御意見を聞くのは当然のことと思いますし、検討委員会も必要であると思います。改修に取りかかる時期が来れば、議会の皆さんへも御相談を申し上げ、進めてまいりたいと思っております。どのような設計会社に改修案を任せるかというようなことはまだ何も考えておりませんが、改修すれば、今までよりよくなるのが第一条件でございますので、これは皆さんと相談して考えてまいりたいと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思っております。

総合計画には、たしか大改修が計画をされておりますが、予定どおりの時期にやれるかどうかということは、来年度また考えてまいりたいと思っております。

教育委員会より補足をさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

はなのき会館の大規模改修について、補足説明させていただきたいと思います。

先ほど議員の御質問がございましたデータの蓄積等につきましては、特に改修の希望のデータ等についてはとっておりませんが、多くの使用者の声や要望などを伺っております。

一例を申し上げますと、音響や照明の操作が複雑であるので、単純・簡単に、またステージのそこから操作ができるようにしてほしいとか、空調施設のききが悪い、また湿気で壁などにカビが発生しておりますし、洋式トイレをふやしてほしい、また展示コーナーがあるとよい、そういったものを伺っております。今度改修に当たっては、当然こういった意見、御希望等を酌みながら、また設計を行っていくつもりでおります。

また、設計に当たっては、御指摘のとおり、検討委員会等を各団体の代表の方や学識経験者、また議員の方等にも御参加いただきまして、検討をして設計に当たっていきたいなと思っております。

また、設計に当たっては、業者選定については、地方自治法とか契約規則等にとりて設計業者を選定するわけですが、そこについても、設計業者任せではなく、私たちの要望を酌んでいただくような設計にしていきたいと努力していく所存でございます。

また、計画時期等につきましては、第4次総合計画の後期計画のところに組み込まれておりますが、時期等につきましては、今のところ、事務局サイドとしましては、設計を平成25年、開始を26年ごろにできないかというような予定をしております。そのため、24年度1年余り期間がございますので、この期間に皆様と御相談をしながら、いい改修にならないかというような計画をさせていただく予定でございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

再質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいまは、丁寧なお答えをありがとうございました。

最初に申しましたように、今回ははなのき会館を例にとりて、今後の大規模改修でありますとか、いろんな施設の運用についての考え方も整理をしたくて質問をさせていただいたのと、去年から申し上げておりますが、官民協働において民の果たせる役割が何かあるかを考えるための題材として、今回ののはなのき会館の大規模改修についての質問を入れさせていただきました。

その中で、さっきお答えにありましたデータがちゃんとした形で残されていないと、声を伺っているという話がありました。これはよく言われていることなんですが、実は民と官の最大の違いは、例えば一つの会館の利用者でありますと、民間の方は、同じ利用者が10年、20年と固定されて利用している場合が多いのに比べて、管理する側の行政側の人は、実は何年かでどんどん交代していきます。それで、正式な文書で残っていない、このような声というものは、ちゃんとしたデータベース化されていないと、担当者がかかるたびにだんだん薄れていって、実際の改修に当たると、過去20年間の使用経歴がありながらも、実際には、その担当者が担当している間に耳に入ったであろう声のみが反映されがちになるということを懸念しておりますので、官民協働というのを今後進めて

いくとときに、民間は通年、官の方は担当者が交代していくというような役割分担の中で、民の果たせる力が発揮できるんじゃないかということの一つ考えさせられた回答だったと思います。

それともう1点、民の果たせる役割の中で、役場の中には、土木と保健以外は一般職の方が多く、専門的な知識においては、担当になられてからその専門を勉強される方が多い。ですが、民間の中でそれなりの職業についておられたり、趣味等でその一つのことをやられている方は、やはり担当者の短いスパンに比べると、長いスパンでいろんなことをやられています。

それで、今後いろんなものを考えていくときに、頭脳としての主体をあくまでも民間の長くやって、より深く追求してみえる方へ移し、そして事務的な実行主体を行政の方でやられるというような分担を今後考えていかれると、よりよい行政運営、村の運営につながっていくのではないかと、今この答弁と質問の中で考えさせられました。

そこで、もう一度その辺の考え方を村長さんに伺って、この質問を終わりたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

大変貴重な御意見だと思います。

確かに、役場の職員は異動がありますので、今、良浩君がお答えしたことを、じゃあ3年たって、果たして良浩君がそこにいるのかどうかということとはわかりませんので、確かににはなき会館のような専門的な知識がないとやりにくいことは、今おっしゃったような経験者に意見をお聞きするということは非常に大切なことであり、これも官民協働の一つであると考えますので、御意見をアドバイスとしていただきたいと思います。

それから、今、改修の時期が、25年度設計して、26年度にやるということは計画にはのっておりますが、今までもいろんな改修等を先送りしたこともありますので、果たしてその順番どおりに行きますよということは、私もここでお答えをようしません、これを消すことはございませんので、また延びるよというときには、また皆様方に相談を申し上げたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

〔4番 服田順次君 一般質問〕

○4番（服田順次君）

今後の商業振興についてということでお伺いをしたいと思います。

東白川村の総合計画5期にうたっているように、「「夢」よ育て 元気と笑顔が集う東白川」と。特に産業活動においては、にぎわいのある村づくりが掲げられているわけでございます。産業振興の中には、9月議会に質問いたしました農業振興、また林業振興といった一次産業の大切さもありませんけれども、住民にとっては、日々生活していく食生活は欠かすことができません。本年10月に閉店となった小売商業施設は、地域住民にとっては大変大きなマイナスでありました。以前にも質問が

出ておりました買い物難民という問題が実感としてわいてきておるところでございます。商工会を中心に消費の村外流出を少しでも抑えるということで、つちのこ商品券を発行し村も支援をしておりますけれども、これも村内で消費する場が少ないという声が出ております。

そこで、総合計画の第1章第4項商業振興の施策の目標にもうたってありますけれども、村民が不便なく買い物ができるという環境を今後どういうふうな形でつくっていかれるか、その辺のところを村長にお伺いをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

服田議員にお答えを申し上げます。

御存じのように、10月に小売店が閉店をいたしまして、特に平の皆さんに御不便をかけておりますことは、まことに申しわけないことと思っております。この共同店舗については、共同店舗構想から13年に開店をし、10年余りで閉店となってしまいました。非常に残念なことであると思っております。議員御指摘のように、村民の皆様が日々の買い物に大変不便・不自由をしておられます。私自身もちょいちょい利用しておりましたが、なくなってみると大変不便でございます。商工会が骨折っていただきまして、週に何回か移動販売の業者に来ていただいておりますが、皆様の満足のいくまでは届いていないと考えております。

商業施設の建物については、現在、弁護士の管理となっておりますので、村がどうこう言える立場ではございませんが、私の考えといたしましては、日々の生活物資を販売する施設は、ぜひ必要であると思っておりますし、場所もあのところがいいのではないかと考えております。どのような形で建物が弁護士の手を離れるのかよく調査し、重大な関心を持って見守る考えてございます。そして、新しい形で物販が始まるように支援をしてみたいと考えております。特に村民のためを思い、土地を提供された地権者の方はじくじたる思いであろうと推察をいたします。議員の皆様方にも、なるべく早くよい解決ができるように御協力をいただきたいと思っております。私の考えは、一日も早くということは今のところ各方面へお願いをしておるところでございます。村がどうするこうするということはそれからの問題になりますので、どうかももう少しの間不便でありましょうが、御勘弁をいただきたいと思っておりますが、建物等が無駄にならないように考えていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いを申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

御存じのように、この問題については、当然商工会が中心というか、商業者でございますので、それまでの経過を、今、村長がお話しになったように、当初は、平成6年から第3次総合計画に向

けての商工会の商業活性化アンケート等によりまして、商業集積施設が必要ということで事業を展開され、平成13年にオープンと。それから10年余りたったわけですが、その間の事情については詳しくは申し上げませんが、それなりに努力をして、当初は年間3億以上の売上げを上げてやってみえた商売ですので、ぜひともそんだけの消費があったということが、今、東白川ではなくなったということでございますので、これは大きな村にとっても損失であると思っております。

そんな中で、今おっしゃってみえるように、弁護士の方へ渡って今は何ともできないということでございますし、せんだっても、商工会の中で12月2日でしたか、いろんな説明会をもらって、それなりの努力はされてみえると思いますけれども、それに向けて我々行政側の皆さん方にも何とかそういったところで大きく耳を傾けていただいて、今後に向けての前向きな対応をしていただきたいというふうに我々は思うわけでございますので、どうかその辺のことも踏まえながら、いま一度確認をとらせていただきながら、今後に向けてお願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

それでは、午前中の会議を以上で閉じます。

午後は1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは、午後の会議を再開します。

◎議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第6、議案第65号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第65号をよろしく申し上げます。

美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定の締結について。美濃加茂市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項による東白川村議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月16日、東白川村長。

1で、定住自立圏形成に関する協定書。別冊で次のページにございます。

全部の朗読はちょっと差し控えさせていただきまして、簡単に該当するようなどころだけ朗読したいと思います。

まず最初に、定住自立圏形成に関する協定書。

美濃加茂市と加茂郡東白川村とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

趣旨で、第1条、この協定は、中心市宣言を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して必要な事項を定める。

基本方針。第2条、甲及び乙は、次条に規定するさまざまな政策分野において連携し、民間の意欲と発想を積極的に引き出し、民間企業や地域組織とそれぞれの役割を分担し、協働でサービスを提供する「新しい公共」により、圏域全体の活性化につなげる。

連携する取り組みの分野とその内容及び役割。第3条、甲及び乙が連携を図る政策分野、取り組みの内容並びに当該取り組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれ次の各号に掲げるものとするということで、(1)で生活機能の強化に係る政策分野ということで、次のページへ行きますと、医療の高度化と救急対応能力の向上で、取り組みといたしまして、圏域における医療の高度化及び救急能力の向上を図るということで、これは、救急情報の共有の連携システム事業とか、休日急患の診療事業を指しております。それぞれここに甲と乙の同じ文面がございますが、出ております。ここで特筆することは、救急医療のシステムの事業と休日急患、それから同じページのしまいの方に福祉のところがございます。

次のページでアのところで、子育て支援サービスの強化でございます。ここでは、取り組みの内容は、圏域住民の多様なニーズやライフスタイルの変化に対応するため、子育て支援サービスの基盤整備を推進し、地域ぐるみで子育てを支える環境の充実を図るということで、ファミリーサポート、子育てヘルパー事業とか養育システムの支援事業がここに当たるものと思われまます。

それから、同じページの一番しまいのところに、(イ)で、高齢化社会に強い圏域の形成とございます。次のページに取り組みがございますが、ここは、高齢化社会が進む中、圏域住民が住みなれた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスの向上に圏域で取り組むとございます。ここにつきましては、高齢者の福祉施設の共同利用の推進でございます。

次のページの教育のところで、公共施設の共同利用の推進がございます。この字のごとく、教育の公共施設の共同利用も同じように推進していくというものでございますし、そのページのしまいから3行目に、スポーツ・文化団体等の交流の促進がございます。ここにつきましては、スポーツとか文化団体の相互交流とか加入の促進を図っていくというもので、お互いに交流を促進していくものでございます。

次のページの真ん中より少し過ぎに産業の振興がございます。農林商工連携による特産品の事業の推進ということで、農林商工連携により、地元農林産物を利用した特産品事業を推進するということで、特産品の開発事業、それから特産品の販路の拡大事業を行っていくというものでございます。

次のページでは、圏域の特色を生かした観光の推進というイの欄がございますが、飛騨川流域の豊かな自然環境や、農山村の魅力を生かした観光を推進するというところでございますが、農林業体

験型の観光の推進に取り組んでいくというものでございます。

そして、次のページの後ろの方にエとございまして、農林業の振興で、取り組みの内容で、農林業の課題に共同で取り組み、農林業の振興を図るという欄がございまして、ここでは、有害鳥獣の駆除、それからその共同処理を行っていききたいというものでございます。

そして、2ページほど飛んで、ちょっとページがないでいかんですけども、イの欄で、情報ネットワークの整備・活用というのがございます。CATV、それから携帯通信、情報紙等を活用した情報環境の整備ということで、圏域住民や民間企業等と連携し、生活に必要な情報を共有、発信することにより、新たな圏域の魅力の発掘、圏域住民の交流を促進し、圏域全体の活性化を図るというものでございますが、多様な広報企業のいろんな充実を図っていくというものでございます。

その同じページに、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野ということで、ここでは、職員の合同研修、人材交流などがございます。

次のページの頭のところに、取り組みの内容で、職員の能力向上及び視野の拡大、並びに圏域の職員間の一体感を醸成するため、合同研修及び人材交流を積極的に推進するというものでございます。

それから、次のページの4行目のところに、ウで圏域行政事務の共同化がございまして。取り組みの内容で、行政サービスの向上と事務の効率化を推進するというもので、行政事務の効率を推進していくというものでございます。例えば村の例規集などがございまして、こういうものを業者に圏域で共同化して取り組んでいくというようなものでございます。

そして、次のページの後ろの方に、協定の変更というのがございます。第5条のところで、この協定の規定を変更しようとする場合は、あらかじめ議会の議決が必要となります。

また、協定の廃止ということで、第6条で、この協定を廃止するという場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を相手方に通知するというものでございます。

一番最後ですけれども、この協定の締結を証するため、この証書を2通作成し、それぞれ記名をして押印の上、それぞれ1通を保管するというもので、12月22日でございまして、本日の議会の議決をもし得ることができれば、22日に美濃加茂の市長とうちの村長がそれぞれ協定の締結を結ぶ予定でございまして。

議員の皆さんには先月の全協の折、それから12月14日の勉強会でも出席いただいて御迷惑をかけたけれども、このように締結を結びたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

統一のところでございますが、お互いに統一の文書で大体こういうものはできているので、ほか

のところと比べると、実は1点だけ、ここだけかなりきつい言葉になっているのが「利用方法の統一化」という言葉が書かれているわけですが、ほかの部分はどうもどちらかというところと努力目標に近い形でお互いに推進するとか、進めていこうというのと比べると、実はこの一文だけがかなりきつい協定になっていて、利用方法を統一するというようなことが書いてあるんですが、果たしてそれが今現実問題、美濃加茂市の公共施設を利用するための仕組みと、本村の仕組みとか、そういった与える方向にいったときに安全に施設利用が継続できるかということだけ質問というか、懸念されると思います、いかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

公共施設の利用方法の統一化という文面でございますが、例えば東白川が向こうの何か施設を利用しようと思ったときに、こちらのいつも使っておるような使い勝手にそのまま入っていきまいますと、どうしても向こうの利用条件と合わないようなことが発生しますので、お互いにすり合わせて、両方の理解のもとで進めていかないといけないということでございます。答弁になったか、ちょっとわかりませんが。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

この間の勉強会でもちょっとあったんですが、美濃加茂市の定住自立圏につながる事業というのは、この中ではうたっていないわけですが、うたっているわけですか、その辺の説明は。その位置づけというのはどういうふうになっているのかな。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

つながる事業は、特にはここに入ってきませんが、事業全体として、ここと二つだけじゃなしに全体で行いますので、具体的にここには名前は上がってきませんが。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野のところ、人材の育成と交流につきまして、アの職員の合同研修及び人材の交流ということで、職員に確定してありますが、これは関連団体とか、そういうところも含めたということは入っていないというか、見込めないわけでしょうか。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

ここは、まず職員のことということで、職員の合同研修にしております。

それから、その後に外部からの専門的な人というところがございますので、そういうところはまた外部の人材をお願いするとか、そういうあれがまた別の事業であります。今のところは、職員間ということですよ。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

これは美濃加茂市と東白川村の協定であって、もしこの協定が成立した場合、ほかの自治体とも関係がある政策分野がある場合は、その自治体とは直接提携というか、契約を結ばずに、美濃加茂市と東白川村が締結しておけばそれでよしとするわけですか。内容によっては、ほかの自治体とも連携せないかん政策分野があるかもしれませんけど、その辺は柔軟に対応するわけですか。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

協定は、東白川村と美濃加茂市と協定を結ぶものでございます。圏域全体で取り組む事業、先ほども言いましたけど、例えば行政の効率化などにつきましては、例えばこういう例規集ですと、うちが一つの業者とやっておりますけれども、圏域でみんなが一つになって、一つの業者と交渉していけば安く済んでいくと、そういうこともこの中で取り組んでいきますので、お互いに連携しながらやりますけど、協定は、あくまでも美濃加茂市と1対1の協定でございます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

この協定年度というのは5年だったんですかね。それとも5年ごとに見直していくのか、協定を結べば、破棄ということは、双方の自治体の議決でやめるということは、議会を通して決められるわけですが、それがない限りは延々と続くわけですか。5年ごとに何か締結の見直しもあるわけですか。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

何年ごとに見直しというのは特にありませんので、もし今回調印をして、来年この中身にふぐあいが出れば、その都度、議会の議決を経て協定の変更という形になります。そのままやりっ放しでいいというわけではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定の締結についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第7、議案第66号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第66号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年12月16日提出、東白川村長。

次のページにございます。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用するというので、新旧の対

照表が後ろの方についておると思いますけれども、消防団員の補償条例の中の介護補償の欄でございます。

ここの介護補償のところにつきましては、障害者の支援施設に入所している場合や生活保護を受けている場合は、この介護補償の対象にはならないという条文でございますが、ここの線が振ってありますところは、国の法律が改正になりまして、その条項が繰り上がりとか、いろいろしてきましたので、その条項を改正するものでございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号から議案第71号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第8、議案第67号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から、日程第12、議案第71号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件を、補正関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第67号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。平成23年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,621万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,330万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成23年12月16日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明は省略させていただきます、6ページをお願いしたいと思います。

6ページは、第2表でございます。第2表 地方債の補正。

まず、一般公共事業債が、変更前が100万円でございました。変更後のところは380万円で、280万円の増額になっております。ここにつきましては、社会資本の交付金事業の橋梁の修繕事業に280万追加するものでございます。

その次の欄の災害復旧事業7,050万でございましたものを7,500万ということで450万円の追加でございます。村道の凍上債の起債でございます。450万円の追加でございます。

それから、一番最後の過疎対策事業債につきましては、1億2,200万円から1億1,990万円ということで210万円の減額でございます。増となる部分につきましては、県営の中山間事業の負担金が20万円の追加、それからスクールバスの購入でございます。これは230万円の減額でございます。20万円の追加と230万円の減額、合わせまして210万円の減額でございます。

この中で、起債の方法、それから利率、償還の方法につきましては変更がございませんので、省略をさせていただきます。

その後の8ページの明細書の1の総括は省略させていただきます、10ページの歳入からお願いしたいと思います。

2の歳入。

10款1項1目交通安全対策特別交付金、補正額が25万円でございます。

それから、11款1項11目災害復旧費分担金、補正額が14万6,000円、農業用施設の災害復旧の分担金で、農業用施設が5カ所、それから農地が1カ所でございます。

次に、11款2項6目の農林水産業費の負担金、補正額が107万1,000円、神付モデル茶園整備の負担金で、東白川製茶からいただくものでございます。

次に、12款1項8目土木費使用料、補正額が64万2,000円の減額でございます。説明欄にございます特定賃貸住宅の使用料99万6,000円の減でございますが、この中には、当初予算に定住促進住宅の分も入ってございました。その分を取り出して、次のページの頭でございますが、定住促進住宅の使用料をここに新しく取り出したというものでございます。それから、真ん中にごございます共益費の減でございますが、30万6,000円でございます。清流荘の水道使用料の減額部分でございます。

次に、13款1項3目の民生費国庫負担金、補正額が125万円でございます。障害者自立支援の給

付費負担金ということで、人工透析を行ってみえる更生医療の部分でございます。事業費の2分の1に当たる部分でございます。

次の、11目の災害復旧費国庫負担金1,323万円の補正でございます。農地・農業用施設災害復旧の国庫負担金で、ここにつきましては、前年度、22年度の災害復旧の部分に係る国の負担金でございます。

次の14款1項3目の民生費県負担金62万5,000円、障害者自立支援給付費負担金で、上の欄に国庫負担金がございましたが、これに係る県費の部分でございます。4分の1の負担金でございます。

それから、5目の県移譲事務交付金、総額で8万3,000円の減額でございます。説明欄に商工会の設立認可の移譲事務交付金から、一番下の旅券発行移譲事務交付金まで多数ございますが、移譲事務交付金の額が確定してきましたので補正をするものでございます。

次の12ページの14款2項3目民生費県補助金、補正額が128万7,000円、福祉医療費助成事業の補助金100万4,000円でございますが、重度心身障害者の医療費、乳児医療、母子医療がここに当たるものでございます。その下の子ども手当のシステム改修事業の補助金28万3,000円でございます。

6目農林水産業費県補助金147万5,000円で、一つが畜産の里づくり事業補助金12万2,000円、肉牛組合が飼料米の粉砕機を購入するに当たり、県の補助金がついてまいりますので補正をするものです。それから、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金15万3,000円でございますが、これにつきましては、五加茶生産組合の台ばかりの県の補助金がついてきますので補正をするものです。それから、県の振興補助金、茶防霜施設の整備ということで120万ついてきましたので補正をします。

それから、10目教育費県補助金30万円でございます。これも県の振興補助金で、高校生の通学支援に10万円、それからもう一つ事業で、自宅通学高校生の支援事業がございますが、それに20万円、合わせて30万円の県の振興補助金でございます。

続きまして、14款3項2目の総務費県委託金、補正額が1万7,000円、経済センサスの委託金が決まってきましたので補正するものでございます。

その下の3目民生費県委託金22万9,000円、ここにつきましても、人権啓発活動の委託金が決定してきましたので補正するものでございます。

次のページの16款1項2目指定寄附金、補正額が60万5,000円、総務費の指定寄附金としまして35万円でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金で、4名分で35万でございますが、ここにつきましては、京都府の方は名前を出してもいいですけども、あの方是非公表ということで、匿名ということです。また、その京都の方も金額は伏せてくれということです。4名で35万でございます。次に、民生費の指定寄附金15万5,000円、社会福祉施設の指定寄附金10万5,000円、ここにつきましては、陰地の田口和志様と上親田の瀨瀨甲子郎様からそれぞれいただきました。保育園の施設の指定寄附金5万円ですが、柏本の今井美津子様からいただきました。10節の教育費指定寄附金ですが、10万円、大明神の安江はるゑ様からいただいております。

18款1項1目の繰越金、補正額が2,007万1,000円。

19款4項4目の雑入、補正額が118万7,000円、ここの説明欄にございますように、新予防給付ケアプラン料ということで12万3,000円、30件分でございます。それから、農作物損害防止事業委託料ということで11万円、これは、農業共済組合からいただいたものです。それから、一番下が受託事業収入95万4,000円でございますが、これはみつば保育園の方へ白川町から入所するということで、広域入所の委託を受けておりまして、その費用を白川町から収入するものでございます。

次の14ページの20款1項6目の農林水産業債、補正額20万円、中山間地域の総合整備事業でございます。もともとが30万円のを50万円に充てるということで、20万円の過疎債の補正でございます。

次の8目の土木債、補正額が280万円、一般公共事業債でございます。橋梁の整備事業でございます。

10目の教育債、補正額が230万円の減額、ここにつきましては過疎債で、スクールバスの購入部分を230万円減額するものです。

11目の災害復旧債が450万円の追加補正ということで、土木の災害復旧でございますが、凍上債の部分でございます。

それから、15ページの歳出へ行きまして、3. 歳出。

1款1項1目の議会費、補正額が13万4,000円でございます。議会事務局の住居手当、子ども手当が不足するというので補正をさせていただきます。

次の2款1項1目の一般管理費、補正額が35万円、一般管理費積立金で35万円で、先ほど京都府の方4名から寄附金をいただきましたものをふるさと思いやり基金へ積み立てるものでございます。

5目の財産管理費、補正額が952万6,000円、物件管理費で210万円でございます。土地の購入ということで、土地開発基金が所有しています土地を一般会計で買い戻すというものでございます。場所につきましては、西洞の鳥屋下、ペットボトル工場の道路際の下の部分になりますけれども、そこが505平米、それから親田の人参洞でございますが、山林でございます。1万6,810平米ほどございますが、その買い戻しでございます。それから、行政情報化推進費ということで260万6,000円、ここにつきましては、手数料のところではLGWAN設定料ということで、外国人登録事務のネットワークの設置料、それからLGWANの提供装置の前の撤去料ということで、それも合わせて50万2,000円でございます。使用料につきましては、LGWANの接続のルーターのレンタル料3万3,000円、それから備品購入につきましては、パソコン2台で34万9,000円、それから庁内ネットワークの機器ということで、LGWANのメールの振り分けサーバーの機器の更新でございますが、172万2,000円でございます。次の総合行政システムの運営費482万円でございます。一つ目は、手数料のところには280万でございますが、その下の方に使用料のところでは総合行政システムの使用料がございます。ここを減額して、手数料の方へ持って行く組み替えでございます。それから、真ん中ほどに委託料がございますが、住民記録システムの改修委託料が482万円でございます。ここにつきましては、住民基本台帳法が改正されまして、そのシステム改修でございます。

次の7目の交通安全対策費、補正額が22万1,000円、交通安全対策費の中の防犯灯の設置工事2

期分でございます。大沢と中通でございます。

次に、2款2項1目の税務総務費、補正額が10万円でございます。税務総務費の超勤手当で10万円、これから税の申告の時期になるわけですけれども、それに当たりまして、超勤手当が不足するかなと思われまますので、早目に補正をさせていただきたいと思ひます。

2目の賦課徴収費24万8,000円、賦課徴収費のところ、消耗品5万8,000円でございますが、これは総合行政の納付書の窓あきの封筒の作成などでございます。それから、備品購入のところ、申告会場用のパーテーション16万6,000円でございますが、昨年までは申告は村民センターの方の入り口でございましたが、あそこは展示室になったということで、今度は役場の1階の村民課の東側の方に申告会場を設けるということで、間仕切りのパーテーションをつくって、申告に来られた方が自由に来られるようなふうにしたいということで、備品を買わせていただひきたいと思ひます。あわせて、スキャナと申告支援システムのラックも整備させていただひきたいと思ひます。

次のページの3項1目の戸籍住民基本台帳費、補正額が6万円でございますが、ここも職員の共済組合の負担金の補正でございます。

次に、2目の住民情報処理費120万円の減額でございます。総合行政システムの移行によりまして、予算を持ってきたのを減額するものでございます。

2款5項1目の統計調査費、補正額が1万8,000円、県の人口動態統計調査費で1,000円の追加でございます。歳入にございました移譲事務交付金が確定してましたので、その分を補正させていただくものです。それから、小さな欄で、その下に岐阜県輸出統計調査費がござひますが、補正額ゼロでございますが、ここも移譲事務の交付金の確定によりまして、財源の補正でございます。それから、その下の経済センサスにつきましても、統計の委託金が確定してましたので、ここで不足額を補正させていただくものでございます。

次の18ページの3款1項1目住民福祉費、補正額が293万5,000円でございます。一つ目は、人権・同和啓発事業で、ここも県の委託金が確定してましたので、この事業の財源補正をするものでございます。それから、後期高齢者医療費293万5,000円でございますが、前年度の療養給付費の負担金の確定によります精算金の補正でございます。

2目の福祉医療費163万3,000円につきましては、重度心身、乳児医療、母子医療の扶助費の増額見込みによりまして補正をするものでございます。

3目の保健福祉費260万5,000円、保健福祉費一般につきましては10万5,000円ということで、田口和志様、額額甲子郎様からいただきました寄附金を積み立てるものでございます。障害者自立支援事業ということで250万円でございます。生活保護者の人工透析によりまして、更生医療費が不足するというので250万円の追加でございます。

次のページの高齢者等外出支援事業63万円でございます。賃金の補正がござひますが、通院支援事業の日数の増加により賃金を補正するもの。それから、報償費につきましては、地域交通会議の出席者の謝礼の補正。それから、燃料費につきましては、燃料代が不足するというのでそれぞれ補正をさせていただひたいと思ひます。その次の低所得高齢者生活支援事業、前のぬくもり灯油券

の事業でございますが、9万円の補正でございます。対象の人口が当初100人の予定でしたが、118名ということで18人分増でございます。次の包括支援事業12万4,000円、介護度要支援1・2の認定者の増加によりまして、ケアプランの作成の業務の委託料の増加でございます。

その下の3款2項1目の児童福祉総務費、補正額28万4,000円でございます。子ども手当の支給事業ということで、システム改修の委託料でございます。

2目の認可保育所費6万4,000円でございます。みつば保育園で6万4,000円でございます。一つは、消耗品ということで指定寄附金をいただきましたものにつきまして、遊戯室のイグサの上敷きを購入するもの。それから財源の方でございますが、白川町から児童の受け入れによります受託事業収入がございますので、その財源補正をここでさせていただくものでございます。

次の20ページで、4款1項2目予防費、補正額が55万9,000円、予防接種事業でございます。ここにつきましては、平成17年の日本脳炎の予防接種の積極的差し控えによって接種できなかった方に対する措置といたしまして、ことしの5月23日に法が改正されました。平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた方について予防接種期間が認定されたということで、その人のかかる分を今回ここで補正をさせていただきます。

続きまして、5目の環境対策費140万7,000円、簡易水道特別会計の繰出金でございますが、2点ございまして、災害復旧に関連して、県道越原・付知線の陰地地内の災害復旧にかかる部分。それから、村道の桁山橋の耐震化に伴います支障工事、合わせて140万7,000円でございます。

6目の廃棄物対策費、補正額ゼロで、ここも生活排水対策事業のところに移譲事務交付金の確定によります財源補正でございます。

次の3目農業振興費、補正額253万5,000円、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業でございます。ここにつきましては、五加茶生産組合の台ばかりの整備でございます。採決が見込まれましたので、ここで補正をするものでございます。2分の1で、県4分の1、村4分の1でございます。次の茶業振興対策217万3,000円につきましては、まず旅費と負担金で全国の茶サミット負担金がございますが、平成24年度で、岐阜県で全国のお茶のサミットを開催することになりました。今年度は静岡県で2月3日から2月4日の間、茶サミットが開催されますが、それに下見を兼ねて行って、来年の事業に生かすというものでございます。それから、真ん中にございます委託料でございます。214万2,000円が神付のモデル茶園の測量設計の委託料でございます。農業振興費各種補助金が5万6,000円、イノシシの防護さく、電気さくでございますが、補正をするものでございます。

それから、6目の畜産業費24万5,000円の補正、畜産の里づくり事業補助金で、飼料米の破碎機の購入でございます。3分の2の助成になります。

農地費48万7,000円の追加で、中山間地域の総合整備事業負担金、五加用水の事業の部分でございます。

その下の2項1目の林業総務費、補正額ゼロでございます。ここにつきましても移譲事務の確定による財源補正。

その下の林業振興費の有害鳥獣駆除事業につきましても財源補正でございます。

3目の林道総務費66万5,000円の補正でございます。次のページにわたっておりますけれども、一つは、災害査定などで職員の超勤が不足しましたので、その不足分と、負担金のところで森林基幹道の代替作業路のバス代の負担金でございます。

7款1項1目の商工振興費、補正額が12万円、商工振興費の児童手当と、それから超勤の部分を補正させていただきたいと思っております。

8款1項1目の土木総務費23万1,000円でございます。一つは、土木総務費一般につきましては財源補正、それからその下の公共施設の自主修繕支援事業23万1,000円でございます。ここは、下親田自治会から要望のあった部分でございます。

それから、次のページの8款2項1目道路橋梁維持費、補正額が640万2,000円、一つが道路橋梁維持費255万円で、工事請負費が村道の維持修繕工事、新巢線と穴沢本線にガードレールを設置するものでございます。それから負担金の欄につきましては、県道改良に係る工事の負担金でございます。それから社会資本整備総合交付金371万6,000円でございます。橋梁の修繕調査委託料320万円、それから路面の損傷委託料51万6,000円でございますが、これは、来年度事業を行うために今年度調査をしておくものでございます。橋梁につきましては、今のところ越原橋を予定しております。路面の方は5路線ほど予定をしております。道の駅管理費13万6,000円、電気料の補正でございます。

下の方の8款3項1目住宅管理費、補正額がゼロでございますが、次の24ページに工事請負費の不用額を減額しまして修繕料へ持っていきっておりますが、清流荘のガス給湯器の取りかえ修繕と曲坂住宅の台所給水栓の取りかえ工事を修繕で行いたいと思っております。

8款4項1目河川砂防費、補正額10万円、河川砂防事業費ということで、病院裏の急傾斜崩壊対策事業の県事業の増加に伴う負担金の増加でございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額がゼロでございます。ここも消防総務費で財源補正でございます。

3目の災害対策費28万9,000円でございます。ここにつきましては、防災メールの配信システムを導入するものでございます。委託料と使用料合わせまして28万9,000円でございます。

10款1項2目事務局費、補正額7万円、教育委員会事務局費で、臨時職員の賃金の補正と、下に二つございますが、高校生通学支援、それから自宅の高校生の支援、両方とも県補助金の確定によります財源補正でございます。

次の10款2項1目学校管理費、補正額が296万6,000円の減額、小学校管理費では8万5,000円の補正で、修繕料につきましては、太陽光発電設備の変換機が故障いたしましたので、その修繕費でございます。それから、スクールバス管理費305万1,000円の減額でございます。初めに、消耗品のところにつきましては、通学路の変更によります迂回路の誘導看板とか駐車禁止の看板などを作成する費用の補正でございます。それから、次のページの備品購入費で327万5,000円の減額でございますが、ここにつきましては、バスの購入の不用額を計上するものと、寄附金でいただきましたお金につきましては、バスの洗車セットを購入するものでございます。差し引きしまして327万5,000

円でございます。

10款4項2目の公民館費、補正額15万2,000円、公民館図書室で、図書室のいすを購入するものでございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、補正額が1,810万円、ここにつきましては、農業用施設5件、それから農地1件の災害復旧でございます。なお、これにつきましては国の補助金につきましては、24年度収入、翌年度収入ということになってきます。

続きまして、11款2項1目の道路橋梁災害復旧費、補正額ゼロ、ここにつきましても、災害復旧事業債の増によります財源補正でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

次のページをごらんいただきまして、議案第68号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成23年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億781万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年12月16日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正の表は朗読を省略させていただきます。

4ページから歳入歳出補正予算事項別明細書で、1の総括は省略させていただきます、5ページの2. 歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額14万6,000円の増、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分合わせて14万6,000円の保険料の増額でございます。

4款1項1目療養給付費交付金、補正額602万4,000円。これは療養給付費交付金の確定による補正でございます。

10款1項1目繰越金、補正額68万3,000円、前年度繰越金の増でございます。

6ページですが、3. 歳出。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、補正額502万円。

次の款も同じですけれども、退職被保険者の療養に要する費用が当初見込みよりもふえる見込みになってきましたので、502万円の増額補正をお願いするものでございます。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費、補正額115万円。こちらも退職者分の高額療養費についても不足が見込まれますので、115万円の補正をお願いしております。

それから、7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金68万3,000円。こちらは、前年度の高額医療費共同事業交付金の戻し入れと書いてありますけれども、精算による返済の分で68万円でご

ございます。

国保会計については以上でございます。

議案第69号 平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成23年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,937万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年12月16日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます。

4ページから歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1の総括は省略させていただきます、5ページからです。

2. 歳入。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額16万円の減。介護給付費負担金の国庫負担金の確定による減でございます。

それから、5款1項1目介護給付費負担金、補正額16万円の増。こちらは、県負担金で16万円の増になっております。

それから、7款1項1目繰越金420万円の増、前年度繰越金でございます。

6ページに行きまして、3. 歳出。

2款保険給付費ですけれども、それぞれの額の見込みが変わってきましたので、補正をさせていただくものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費230万円の減でございます。居宅介護については、若干の減少の見込みでございます。

2目施設介護サービス給付費400万円の増でございます。こちらは、逆に施設介護については増額になる見込みでございます。

4目居宅介護住宅改修費50万円の増でございます。

5目居宅介護サービス計画給付費70万円の減の見込みでございます。

介護サービス等諸費につきましては、全体で150万円の増の見込みでございます。

2款3項1目高額介護サービス費、補正額60万円の減の見込みです。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、補正額90万円の減でございます。

2款全体では、プラス・マイナス・ゼロでございます。

それから、4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額420万円、前年度繰越金のうち420万円を基金に積み立てするものでございます。

介護保険会計については以上でございます。

次のページをごらんいただきまして、議案第70号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成23年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,127万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年12月16日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正は、朗読を省略させていただきます。

4ページから歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1の総括は省略させていただきます。次のページから説明させていただきます。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額140万7,000円。一般会計の方でも説明がございましたけれども、災害復旧の支障工事等に伴う分の繰入金でございます。

それから、3款1項1目繰越金131万8,000円、前年度繰越金でございます。

9款1項1目雑入、補正額2万2,000円。これは電気料でございますが、12月から3月までは積雪等があつて、検針員の危険が伴うということで、浄水場等は中部電力が直接検針に行くのが難しいということで、概算で12月分から3月分までは電気料を支払いまして、3月になってから精算をするということに平成22年度からなりました。それで、前年度の分が2万2,000円払い過ぎということになっておりまして、その分を今年度になって中電から返還していただいたものでございます。

歳入は以上でございます。次のページへ行かせていただきます。

3. 歳出。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額140万7,000円、工事請負費で災害復旧支障工事は、先ほども説明がありましたけれども、県道の越原付知線、越原上校舎よりももっと上の方の陰地地内のところでございますが、その県道の災害復旧工事に伴いまして、水道管を一部撤去して、また復旧するというものでございます。もう一つは、村道橋耐震化工事に伴う支障工事ということで、栃山の栃山橋の耐震化工事が行われますけれども、それによりまして、水道管も高さを、約5センチですけれども、高さを変えたりする工事が必要になってきますので、その支障工事を行うものでございます。この140万7,000円については一般会計からの繰入金をお願いしております。

それから、3款1項1目施設維持管理費、補正額134万円、需用費として11節、施設修繕料が59万2,000円、曲坂調整池のエアコンプレッサーの修繕、下親田地内の空気弁が少し壊れて漏水しているところがございますので、その修繕を行うものでございます。修繕料は中通の調整池の流入ポンプの修繕と下親田の空気弁の修繕でございます。工事請負費ですけれども、施設整備工事というのが曲坂浄水場のエアコンプレッサーの修繕工事でございます。それから、大明神のろ過機の砂補充工事というのを前行いたしましたけれども、それについては入札差金が25万円出ておりますので、その分はマイナスになっておりまして、全体で工事請負費が74万8,000円でございます。こちらの経費につきましては、前年度繰越金で支払うことにしております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第71号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,631万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年12月16日提出、東白川村長。

2ページから4ページまでを省略しまして、事項別明細書の1. 総括についても省略をさせていただきます。5ページの2. 歳入から説明をさせていただきます。

6款1項1目繰越金、補正額65万5,000円、前年度繰越金でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額5万円、説明欄にありますように、診療所施設整備指定寄附金ということで、5万円を財源にするものでございます。

6ページ、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額42万2,000円。診療所の一般管理費のうち、需用費として施設修繕料42万円を補正するものですが、これにつきましては、診療所玄関の自動ドアが二つあるわけですが、内側の自動ドア装置のうち、アルミ式レールと専用ローラーが消耗によりドアユニットの交換を要するようになりました。油漏れ等を起こしております、ユニット取りかえ修繕ということで42万円、増額補正をいただくものでございます。公課費で、自動車重量税6,000円の減は、事業費の確定によるものでございます。それから、消費税の納付金につきましては当初予算より8,000円不足しますので今回追加して、公課費については2,000円の補正をお願いするものでございます。

2款1項1目医業費、補正額23万3,000円、説明欄で賃金ですが、栄養士の賃金を20万円と、白川町から来ていただく栄養士ということで、それに要する費用弁償3万3,000円ですが、これにつきましては、中濃振興局の福祉課によります実施指導が22年12月14日に行われておりまして、介護保険指定事業所の関係になるわけですが、栄養士を配置することが現地指導で指導されております。これへの対応ということで回答書が送られておりまして、23年度に臨時栄養士を雇用するという回答をいたしました経緯がございますので、今回、補正をお願いして管理栄養士を臨時で雇用するものでございます。施設につきましては、100人以上の入所を要する施設については常勤の職員1名を配置することという取り決めがございまして、今回、うちの診療所につきましては15床の入所でございますので、15%に相当する日数を勤務いただくということで、臨時で雇用するようにさせていただきますのでございます。

次に、3款1項1目基金積立金で補正額5万円、これにつきましては、寄附金をいただいたものを積み立てするというもので、施設整備の方に積み立てをするものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

24ページの消防費のところ、災害対策費の「すぐメール配信システム」ですが、これは消防団からでよかったのでしょうか。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

これにつきましては、自主防災会等から、町内に災害が起きたときには、勤めで大体外に出ていると。そんなような状況がわからなくて、いろいろ指示を出そうと思っても出せないということもございまして、消防団を含め自主防災会の人に、約1,500名ほど登録できるようなものなんですけれども、それを入れたいというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

確認ですが、これは行政の職員の方も、例えば僕らの議会の方も全員入るという認識でよろしいですか。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

そのようにしたいと思います。議会の皆さんも、こちらから強制するわけじゃないですけども、そちらから入っていただくように、一般向けも、皆さんから入っていただくように仕向けていきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

22ページの公共施設の自主修繕支援事業の補助金ですが、23万1,000円はよろしいんですけども、今までに、補正ですのでトータルでどのぐらいになったのかということと、自主修繕事業は、村民の方々もかなり注目していますので、当初予算でもう少しよく精査していただいて、予算をもうちょっと多く計上してもらいたいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

当初予算では100万円あり、トータルで今回補正額を加えた額になります。次年度は、実績をもとに当初予算を検討したいと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第71号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第71号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江祐策君）

日程第13、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成23年12月16日、東白川村議会議長 安江祐策様、議会運営委員会委員長 服田順次。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6.

その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員